



「赤い羽根ボランティア団体・NPO活動支援事業」助成要領

1. 趣旨（助成の基本的な考え方）

赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れたところで安心して生活できる地域社会づくりを目指し、公的な福祉サービスでは対応し難い課題について、自主性をもって柔軟かつ多様な活動を展開している、ボランティア団体やNPO法人等非営利団体による地域福祉課題の解決を目的とした活動を支援するため、公募方式により助成事業を募集し、選考のうえ助成します。

2. 助成対象の要件

岡山県内において、福祉または福祉を主体とした保健、医療、教育の分野で活動するボランティア団体やNPO法人等非営利の団体で、次の要件を満たすものとします。

- （1）公益性を有し、非営利であること
- （2）民間性、自主・自立性を有するもの
- （3）祐成を受けようとする事業に公的助成を受けていないこと

3. 助成の対象とする事業

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施・完了する次の事業を対象とします。

（注：ただし、器材等購入は令和8年12月31日までに完了してください。）

- （1）子育て支援や児童の健全育成に関する事業
- （2）障がい者の自立した生活や社会参加を促進する事業
- （3）高齢者の生活支援等に関する事業
- （4）虐待、ひきこもり、子どもの貧困等の社会課題に取り組む事業
- （5）ボランティア・NPO活動を担う人材の育成事業
- （6）その他、福祉に関する諸事業

4. 助成の対象としない事業

- （1）介護保険にかかるサービス事業
- （2）福祉有償運送事業
- （3）NPO法人等の活動拠点となる施設・事業所の福祉車両の整備、備品・設備整備事業
- （4）NPO法人が市町村から委託を受けて運営する施設等の車両整備や備品・設備整備事業
ただし、委託事業に関連して実施する地域福祉活動については助成の対象とします。
- （5）当事者やその家族が主たる構成員を成す団体が当事者のために行う活動
- （6）本部を持つ団体がその会員のために行う支部活動で、本部または支部が共同募金の助成対象となっているもの
- （7）芸術、文化活動等を目的とした同人、同好会、趣味の会等の活動の延長としての福祉施設等での交流活動

5. 助成の対象とならない経費

- （1）飲食費またはそれに類するもの
- （2）団体の管理運営に係る人件費（時給・日給等）に類するもの
- （3）団体全体の運営費（事務費等）に類するもの
- （4）団体の事務所となる家屋等の賃借料または改補修費用等
- （5）研修旅行費・全国大会への参加経費等
- （6）講師等への高額な報酬・交通費等
- （7）使用頻度の低い器材等の購入経費など
- （8）実施しようとする事業内容に照らし、費用対効果が図れない高額な経費

6. 助成額

助成対象経費の3／4以内とし、50万円を限度とします。

7. 助成期間・回数

(1) 事業の助成は、同一団体については原則として3年以内とします。

また、連続して3年助成を行った後、新たな活動への助成要望であっても、次の助成まで原則として3年は空けることとします。

ただし、本会が特に認めた顕著な事業については、この限りではありません。

(2) パソコン等OA機器整備への助成については、同一団体に対し、原則として1回限りとします。

8. 応募方法

所定の助成要望書（様式1-1、1-2）に関係書類を添付し、各市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）に提出してください。

助成要望書等関係書類は、各市町村共同募金委員会または岡山県共同募金会まで請求してください。

なお、助成要望書等は、岡山県共同募金会ホームページからも一括ダウンロードできます。

【応募期間】 令和7年10月1日（水）～12月15日（月） [必着]

【提出先】 各市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）

【問合せ先】 社会福祉法人岡山県共同募金会

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ3階

TEL：086-223-0065／FAX：086-223-0083

MAIL：info@akaihane-okayama.or.jp

9. 審査選考

審査選考にあたっては、必要に応じ、本会事務局でのヒアリングや助成要望者に選考委員会への出席を求め、助成要望事業のプレゼンテーションを求める場合があります。

助成の採否は、令和8年3月下旬に決定しますが、助成金額が要望額より減額される場合があります。

また、予算を超える応募があった場合には、要件を満たし、かつ適切な事業内容であっても、本年度の助成対象とならない場合があります。

10. 助成金交付・助成明示・報告

(1) 令和8年4月以降、助成対象となった団体からの交付請求書（所定の様式）に基づき、事業実施時期に配慮し、交付します。

(2) 助成を受けた事業は、必ず本会の指定する方法で「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを明示していただきます。

(3) 助成を受けた団体は、事業の事業完了報告書（所定の様式）を提出していただきます。

また、助成事業の評価のため、必要に応じて報告会への出席を求める場合もあります。

11. その他

(1) 本助成は、本助成要領のほか岡山県共同募金配分要綱に準拠するものとします。

(2) 助成要望書提出後、他の財団・機関による助成制度の対象となった場合は、すみやかに岡山県共同募金会あてご連絡ください。